

警察庁説明資料
(運転免許証のデジタル化)

令和2年11月10日

運転免許証のデジタル化の実現に向けて

検討の
方向性

運転免許証の情報をマイナンバーカードのICチップに登録して一体化

目指す効果

① 住所変更等のワンストップ化

➤ 住所変更等の際、市区町村窓口でマイナンバーカードの住所を変更すれば、警察署に届け出ることは不要に。

② 居住府県外における迅速な更新

➤ 現状、約3週間かかって郵送により交付される免許証をより迅速に受取可能に。

③ 免許更新時の書類提出・講習のオンライン化

➤ マイナンバーカードの公的認証機能を用いてオンライン化された講習の受講を可能にするなど、更新手続をよりスムーズに。

課題

システム連携（運転免許情報を管理するシステムの全国共通化）

➤ 現在、運転免許情報を管理するシステムは、各府県警察で個別に整備し、データ標準化も不十分。

➤ 警察庁においては、IT総合戦略室と連携し、平成30年から統一的な共通基盤の整備に向けて準備。令和2年6月から開発を開始。

➤ 令和4年度以降、順次、各府県警察が共通基盤に移行していく予定。

⇒ 住所変更等のワンストップ化など、国民の利便性確保のためには、**共通基盤の整備完了と市町村側の手続と連携するシステムの構築が必要**

※ 警察がマイナンバーカードのICチップのマイナンバー領域に自由にアクセスすることができないような制度的・技術的措置を講じる。

業務の実施方法

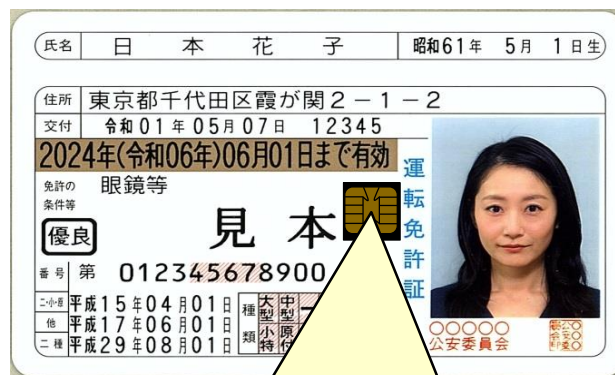
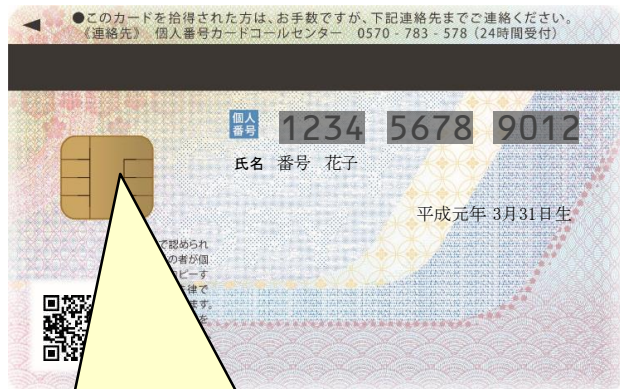
➤ 一体化したカードの発行手続等について関係省庁と調整。

今後の
予定

全国でのシステム統合完了には、現時点では、令和7年度までかかる見込み。令和8年中に一体化を開始予定であるが、さらに早期実現が図れるよう鋭意検討中。

マイナンバーカードに運転免許情報を一体化する場合（イメージ）

現
行

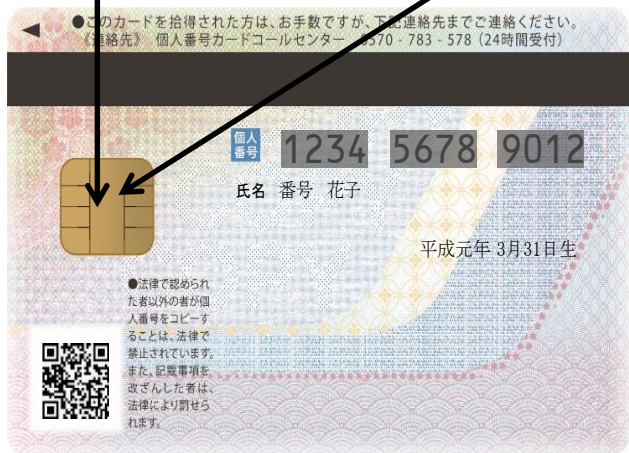


- 券面の記載事項
(氏名、生年月日、住所、性別、有効期間、個人番号)
- 顔写真

- 券面の記載事項
(氏名、生年月日、住所、免許証交付年月日、有効期間の末日、免許種類、免許証番号等)
- 本籍
- 顔写真

※ 携帯端末を用いた交通反則切符の自動作成に活用

一
体
化
後



<p>共通の情報 氏名、生年月日、住所</p>	
<p>マイナンバー固有の情報 性別、有効期間、個人番号、顔写真</p>	<p>← 技術的に、警察がアクセスできないようにする方向で調整する予定</p>
<p>免許固有の情報 交付年月日、有効期間、免許種類、免許番号、本籍、顔写真等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 携帯端末を用いた交通反則切符の自動作成に活用。 取締りに要する時間が短縮。 <p>注) 違反歴は含めない 取締り実務・セキュリティの観点から不要。</p>